

直轄砂防事業（災関・特緊）による効果（筑後川水系赤谷川）

ちくご

あかたに

赤谷川流域では、甚大な被害を受けた平成29年7月九州北部豪雨災害以降、直轄砂防事業（災関・特緊※）にて砂防堰堤等を集中的に整備し県に施設移管を行った。令和5年7月10日出水で大量の土砂・流木が発生したが、それらの施設が効果を発揮し、土石流及び土砂洪水氾濫による被害を防いだ。

※(直轄)砂防災害関連緊急事業・(直轄)特定緊急砂防事業



【参考】事業実施中にも繰り返し効果発現を確認

◆平成30年7月豪雨

西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
ブロック堰堤(仮設)

土石流を捕捉し、下流の土砂洪水氾濫被害を防止。

完成写真(H30.5)

捕捉状況(満砂)

◆令和2年7月豪雨

球磨川など大河川での氾濫が相次いだ、九州で記録的な大雨
強靱ワイヤネット(仮設)

土石流を捕捉し、下流人家等の被害を防止。

捕捉状況(満砂)

土石流被害を防止

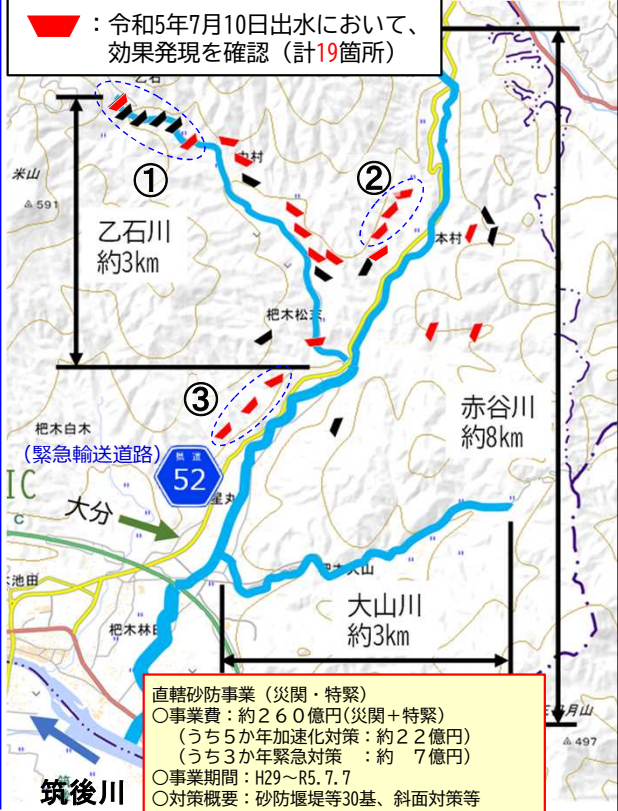
本村谷川1号砂防堰堤

土石流を捕捉し、下流人家等の被害を防止。

捕捉状況(満砂)

土石流被害を防止

保全対象



直轄砂防事業（災関・特緊）
○事業費：約260億円(災関+特緊)
（うち5か年加速化対策：約22億円）
（うち3か年緊急対策：約7億円）
○事業期間：H29～R5.7.7
○対策概要：砂防堰堤等30基、斜面対策等

③杷木星丸地区

H29.7災害直後

全ての溪流で土石流が発生
下流の人家等に甚大な被害

R5.7(施設整備後)

土石流を捕捉し
土石流被害を防止

保全対象